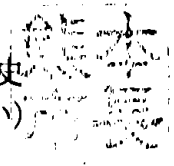


開景発第480号  
平成21年10月15日

熊本県建設業協会  
会長 味岡正章 様

熊本市長 幸山政史  
(開発景観課扱い)



「熊本市景観計画」の策定及び「熊本市景観条例」等の改正について

貴職におかれましては時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃よりの景観行政へのご協力に対し心より厚く御礼申し上げます。  
さて、本市では、景観法に基づく景観計画の策定に平成19年度より取り組んでまいりましたが、平成21年9月18日付けで景観条例の全面改正を行い、10月1日に景観計画決定の告示を行いました。

平成22年1月1日に条例施行を開始し、従来の都市景観条例に基づく届け出は景観法に基づく届出となり、景観形成基準も景観計画に基づく基準となります。主な変更点は別紙に記載しているとおりでございますので、会員の方々へのご周知についてご協力を賜ります様宜しくお願い申し上げます。

熊本市都市建設局  
都市整備部  
開発景観課景観整備係  
328-2507

# 「熊本市都市景観条例」及び 「熊本市屋外広告物条例」が 改正されました。

平成21年9月18日に「熊本市都市景観条例」の全部改正（改正後名称：「熊本市景観条例」）及び「熊本市屋外広告物条例」の一部改正が行われました。また、平成21年10月1日に景観法に基づく「熊本市景観計画」が策定されました。

新条例の施行及び景観計画実施は平成22年1月1日から開始します。

## ●熊本市都市景観条例の主な改正点（改正後名称：「熊本市景観条例」）

- ・景観法に基づく条例となり、基準に適合しない計画に対して法に基づく勧告が可能となります。
- ・勧告に従わない場合、氏名等の公表が可能となります。
- ・建築物、工作物の外部の色彩については、変更命令も可能となります。
- ・届出対象行為はこれまでと同じですが、これまで届出不要とされてきた公共団体等についても法に基づく通知が必要となります。

※ホームページで景観条例の解説をご覧ください。

（熊本市ホームページ⇒まちづくり⇒みんなのまちづくり⇒「熊本市都市景観条例」及び「熊本市屋外広告物条例」が改正されました。）のページをご覧ください。）

## ●熊本市屋外広告物条例の主な改正点

- ・景観計画に定められた屋外広告物の規制基準を上乗せの許可基準とします。
- ・併せて、窓をふさぐ広告の禁止など許可基準の見直しを行ないました。
- ・違反者が勧告に従わない場合、氏名等の公表が可能となりました。

※ ホームページで屋外広告物条例をご覧ください。

（熊本市ホームページ⇒まちづくり⇒みんなのまちづくり⇒「熊本市都市景観条例」及び「熊本市屋外広告物条例」が改正されました。）のページをご覧ください。）

## ●熊本市景観計画の主な内容

- ・従来の3つの届出制度を継承し、届出対象行為はこれまでと同じです。
- ・従来の景観形成指針をベースに色彩や重点地域の高さの基準の数値化を行ないました。
- ・6箇所の重点地域を定め、それぞれの景観特性に合わせ重点地域毎に基準を設けました。
- ・色彩についてはマンセル値で基準を定めました。

※ 詳しくは熊本市ホームページで熊本市景観計画をご覧ください。

（熊本市ホームページ⇒まちづくり⇒みんなのまちづくり⇒「熊本市景観計画」を策定しました。）のページをご覧ください。）

### 問合せ先

熊本市 都市建設局 都市整備部 開発景観課 景観整備係  
TEL 096-328-2507